

3 豊行（情運）第 4 号

令和 3 年 7 月 9 日

豊橋市長 浅井 由 崇 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

特定個人情報ファイルの取扱い（評価の再実施）について（答申第 27 号）

令和 3 年 4 月 19 日付け 3 豊市民第 39 号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条第 1 項に基づき作成した、住民基本台帳に関する事務に係る全項目評価書による特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則等の規定に基づき特定個人情報保護評価を再実施し、審議した結果、特定個人情報ファイルの取扱いには問題がないと認める。

なお、実施機関が全項目評価書の承認に際しての適合性の観点における適切な方法で国民の意見を求めるために本市においてパブリックコメントを実施したところ、意見はなかったとのことである。パブリックコメントにおいては、広く市民の意見を聴く必要があり、次回の評価の再実施までに、より効果的な方法等を検討されたい。